

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川南町長 宮崎 吉敏

市町村名 (市町村コード)	川南町 (454052)
地域名 (地域内農業集落名)	坂の上地区 (坂の上、伊倉、松原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月12日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、川南町の東側に位置している。坂の上集落は、トレーニングハウス研修を修了した方の就農地として、ハウスの建設が進み団地化が形成されている。露地野菜や飼料作物については、地元耕作者が少なく他地域からの耕作者がほとんどであるが、農業者の高齢化により、将来担い手が不足することが懸念されている。農業従事者の減少、高齢者等による耕作放棄地の増加が見込まれるため、持続的に農地の利用を図りながら、新規就農者の確保及び育成、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していくことが喫緊の課題である。

農業者:59人
 主な作物:ピーマン、スイートコーン、飼料作物、甘藷、茶、キャベツ、白菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

数年間は、引き続きトレーニングハウス研修後の就農地としてハウス団地の形成を図っていく。露地野菜や飼料作物については、担い手へ農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図る。また、平田郷環境村(伊倉・松原)エリアにおいては、多面的機能支払交付金を継続して活用し、農地の保全・管理を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	73.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	4.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の意向を踏まえ、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の集積、集団化にあたっては、農地中間管理機構の活用を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備済み。畑かんエリアは、令和9年度まで畑かんの整備を実施。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者、新規就農者とともに持続的な農地利用につなげ、産地の維持や農業者育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託については、現段階では考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①アナグマ等の鳥獣被害が増加しており、対策が課題である。
- ②特別栽培に認定されているさららピーマンの減農薬に継続して取り組む。
- ③スマートフォンを活用して、施設ハウスの管理に努める。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用して、水路、農用地の保全・管理を進める。